

スウィング預金「スーパースウィング」

※令和4年4月1日以降、新規お取扱いは行っておりません。

(令和4年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	スウィング預金 (愛称: スーパースウィング)
2. ご利用いただける方	成人した個人のお客さま
3. 商品内容	総合口座の機能に加えて、普通預金に入った資金を毎月1回所定の日(振替指定日)に普通預金から所定の金額を払い出し、併せて、満期可能な総合口座定期預金を満期払い出し、取りまとめて指定内容の定期預金を作成する機能を付加した商品です。
4. 取りまとめ条件	
(1) 振替指定日	1日～25日の間で指定(月1回)
(2) 振替基準額	定期預金へ振替えた後の普通預金に残す残高を指定。指定は5万円以上95万円以内で5万円の整数倍とします。
(3) 振替最高限度額	普通預金から定期預金へ振替える金額の最高限度額を指定。指定は995万円以内で5万円の整数倍とします。
(4) 振替単位	1円単位
(5) お預入れ期間	スーパー定期、大口定期預金……1年、2年、3年、4年、5年のいずれか 期日指定定期預金、変動金利定期預金……3年 自動継続でのお取扱いとなります。
5. 払戻方法	当行預金規定により、希望額に応じて定期預金を解約し、普通預金口座へ入金いたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	お預入れ時の店頭表示利率を満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	計算単位を1円とした1年を365日とした日割計算とします。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。
9. 税区分	マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。

(2-1)

商品説明書

11. その他参考となる事項	窓口、A T Mによる定期預金の随時お預入れ・随時払出は、一般の総合口座と同様に可能です。ただし、随時お預入れは1万円以上です。 スーパースウィング契約を解約した場合、証書式又は通帳式定期預金として存続します。
12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
13. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時

【全国銀行協会相談室】



0570-017109 インターネット

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(2-2)